

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
五建工業株式会社	東京都千代田区内神田1-16-3	1-002659

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年6月27日 ～ 令和6年7月26日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

五建工業(株)の使用人は、元東京都千代田区議会議員から、同区の職員を通じて、同区発注案件の入札情報を得た見返りに、贈賄行為を行った。

なお、贈賄行為の公訴時効(3年)の期間が経過しており、逮捕等は行われていない。

5 指名停止理由

当該事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認められたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)